

令和8年7月21日施行

危険運転致死傷罪とは…

危険・悪質な自動車の運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、
傷害罪・傷害致死罪に準じた重い法定刑によって処罰する犯罪類型

➡ 死亡させた場合: 1年以上 20年以下 の拘禁刑
負傷させた場合: 15年以下 の拘禁刑

改正の内容

1 飲酒類型: 数値基準の新設

(従来の成立要件)

「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させ、人を死傷させた場合

(改正後) 次の①又は②の状態を自動車を走行させ、人を死傷させた場合

① 数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態

呼気中アルコール 0.5 mg/ℓ 以上

➡ 一律に危険運転致死傷罪の対象

② その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態

➡ ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象

2 高速度類型: 類型の新設

次の①又は②の高速度で自動車を運転し、人を死傷させた場合

① 数値基準を満たす高速度

・ 最高速度が60km/h以下の場合 最高速度 + 50km/h以上

・ 最高速度が60km/h超の場合 最高速度 + 60km/h以上

➡ 一律に危険運転致死傷罪の対象

② ①に準ずる速度であって、道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度

➡ ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象

3 殊更滑走等類型: 類型の新設

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて自動車を走行させ、人を死傷させた場合